

別紙2

西海市介護認定審査会システム導入及び運用管理業務
プロポーザル方式選定要領

西海市プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱（平成 23 年訓令第 23 号）第 5 条第 3 項に基づき、西海市介護認定審査会システム導入及び運用管理業務プロポーザル方式選定における評価項目等を次のように定める。

■評価項目及び配点

第一次評価

評価項目	評価基準	配点
1. 基本方針	・本市の特性、課題等を的確に把握し、業務の目的を理解した上での提案になっているか。	10 点
2. 事業実績	・過去の受注実績からみて、確実に業務を遂行できる能力を有しているか。	10 点
3. システム内容①	・業務目的の達成が期待できる機能を備えているか。	20 点
4. 見積価格	・提示された最低額 ÷ 提示された額 × 配点 ※今年度費用と別に、翌年度以降費用 1 年分 × 5 年で審査	10 点
合計点		50 点

第二次評価

評価項目	評価基準	配点
1. システム内容②	・直感的に操作しやすいか。 ・審査会委員の利便性向上が期待できるか。 ・事務効率化が期待できる管理機能を備えているか。 ・認定進捗管理の容易さ。 ・必要なセキュリティ機能を備えているか。	20 点
2. タブレット端末	・操作性や耐久性は十分か。 ・端末保障サービスは十分か。	10 点
3. サポート体制	・操作研修、操作マニュアル作成等の体制は整っているか。 ・スムーズな問い合わせ対応が行える体制となっているか。	10 点
4. 運用・保守・障害対応	・緊急時の保守体制が整っているか。 ・法改正やシステム改修等への対応が適切になされるか。	10 点
合計点		50 点

- ・それぞれの評価項目に沿って事業提案書、プレゼンテーションの内容を評価し、点数を算出する。
- ・見積価格を除く各評価項目は、A、B、C、D、Eの5段階で評価する。
- ・見積価格を除く各評価項目の点数については、各評価項目の配点に、評価点を乗じて算出したものとする。
- ・評価点の倍率は、A=1.0倍 B=0.8倍 C=0.6倍 D=0.4倍 E=0.2倍とする。
- ・評価基準は、以下の表のとおりである。

評価内訳	評価	評価点
優れた提案である	A	1.0倍
やや優れた提案である	B	0.8倍
標準的な提案である	C	0.6倍
期待よりやや劣る提案である	D	0.4倍
期待より劣る提案である	E	0.2倍

・順位の決定方法

第一次評価及び第二次評価の評価基準により、選定委員ごとに評価項目の点数を合計して、合計点が高い者を第1位とし、次点を第2位とする。なお、点数が同一の提案者が複数あった場合には、委員の評決により選定する。

なお、審査における最低基準点は300点（6割）とし、すべての提案が最低基準点を下回った場合は候補者を選定しない。（委員5人×100点＝合計500点）